

# 介護保険料の減免制度

## (新型コロナウイルス感染症減免)

岡崎市では新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等があった場合、令和4年度の介護保険料(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの)を全部又は一部減免します。

下の表のいずれか該当する場合は、介護保険料の減免の対象となります。

減免対象者	減免要件	減免申請の際に必要なもの
	新型コロナウイルス感染症により、同世帯の主たる生計維持者が死亡した	死亡診断書等
	新型コロナウイルス感染症により、同世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った	入院証明書、医師による診断書等
	新型コロナウイルス感染症の影響により、同世帯の主たる生計維持者が事業を廃止、又は失業した	( に該当の場合は以下に加え)事業廃止届の控え、離職証明書等  令和4年の収入がわかる書類(給与明細書、収支内訳書等)  前年中の収入がわかる書類(源泉徴収票、確定申告書の控え等)
	新型コロナウイルス感染症の影響により、同世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入」という。)の減少が見込まれ、次の 及び に該当する  ：事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である ：減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である	

届出者の身元確認書類が必要です。

介護保険料の減免を受けるには、被保険者ごとそれぞれ減免申請書を提出していただく必要があります。

ご不明な点は下記までお問合せ、または市ホームページをご覧ください。

問合せ先：岡崎市役所介護保険課保険料係 電話 23-6647・23-6677

(令和4年7月現在)